

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案の概要について

1. 趣旨

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の一部が令和2年10月1日に施行され、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等において、オンライン資格確認の仕組みが施行された。
- 令和3年3月を目途としてオンライン資格確認の運用が開始されることを踏まえ、その円滑な運用を確保するとともに、地共済制度における組合員等のマイナンバーの取扱いの適正化等を図るための所要の改正を行う。

2. 内容

（1） 組合員証等の様式の改正

- オンライン資格確認システムの運用開始に伴い、保険医療機関等において療養の給付等を受ける際の組合員資格等の確認に当たり、オンライン資格確認による資格確認が可能となり、必ずしも組合員証等の提出を要さないこととなることを踏まえ、組合員証等の様式の記載内容について、所要の改正を行う。

（2） 被扶養者のマイナンバーが変更された際の組合に対する届出規定の創設

- 地共済制度においては、組合員が資格を取得した際又は被扶養者の申告を行う際、組合に当該組合員又は被扶養者のマイナンバーを届け出ることとされており（※）、マイナンバーは情報連携の事務等において利用されている。一方で、組合員のマイナンバーが変更された際の組合に対する届出規定は設けられているものの、被扶養者のマイナンバーが変更された際の組合に対する届出規定が設けられていないため、被扶養者のマイナンバーが変更された際に、組合が変更後のマイナンバーを把握することができるよう、被扶養者のマイナンバーが変更された際の組合に対する届出規定を創設する。

※ 組合が地方公共団体情報システム機構等から個人番号の提供を受けるときは、届書に個人番号を記載することを要しない。

（3） 組合員等のマイナンバーの取扱いの適正化

- 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、「申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

○ その後、本人死亡後については個人番号関係事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「個人番号利用法」という。）第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者をいう。）とされる相続人が、死亡者本人から個人番号（個人番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることや死亡者本人の代理人として相続人が死亡者の個人番号を提供することは認められない等と整理。

○ これを踏まえ、埋葬料及び家族埋葬料の手続において、死亡者本人の個人番号の記載を申請様式で求めないこととする。

（４）その他、所要の改正を行う。

3. 根拠規定

○ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 146 条

4. 施行期日等

公布日：令和 3 年 1 月 29 日

施行日：公布の日

（※）ただし、改正前の様式による用紙について、改正後の様式によるものとみなすとともに、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる旨の経過措置を設ける。